人足寄場の性格と特長

-刑法学者の立場から---

団藤

重光

- i i
- 二人足寄場創設の背景
- 三 人足寄場の発足―福祉施設としての人足寄場
- 四 人足寄場の性格―第一期
- 五 人足寄場の性格―第二期
- 六 人足寄場の性格―第三期から第五期まで
- 七 人足寄場の施設・運営
- ハ 人足寄場における教誨
- 九 人足寄場における人間的要素

はじめに

施設が現われているが、ここでは直接にはそれらには触れない。本稿で単に人足寄場というのは、すべて石川島 他について、主として刑法学者の見地から所見を述べ感想を叙するものにすぎない。なお、本稿では、主として 石川島の人足寄場を念頭に置く。周知のとおり、別に常陸上郷村のそれがあり、また、のちには諸藩にも寄場的 寄場といったものにとどめることにした。もっぱら法制史の諸権威の研究に依拠しながら、人足寄場の性格その のそれである。 たかったが、それはとうていわたくしの力の及ぶところではないので、さしあたり、刑法学者の目からみた人足 って、諸権威の驥尾に付して、ここにこの小文を寄せる次第である。できれば人足寄場の現代的意義を論じてみ あることは、諸家のひとしくみとめるところである。一刑法学者としてもこれに多大の関心をもつのは当然であ 人足寄場がわが国の土壌の上に芽生え育った矯正施設としてわが国独自のものであり、世界に誇るべき制度で

二 人足寄場創設の背景

的条件があったわけである。 思想的背景ないしは精神的状況というようなものがあったし、他方ではそれを必要とするところの社会的・政治 人足寄場の創設は一七九〇年(寛政二年)のことであるが、その出現には、一方ではそれを用意するところの

民ノ害トナルユヘニ、刑罰ヲ行フナリ。風化ヲ乱ル族ハ、害ノ及ブトコロ大キナルユヘ、其罪大キナリ。サレ 其人ノ悪ヲニクムニ非ズ。罪ヲ犯スモノハ、畢竟至愚ナルユへ罪ヲ犯スナレバ、最不便ノコトナリ。 主張して、「米ヲ春セ、籾ヲコナサセ、縄ヲナハセ、草履ヲ作ラセ、薪ヲトラセ、荷物ヲ運バセ、車ヲ引セ、 名な「監獄の状態」を書いたのが一七七七年であるから、当時のヨーロッパ大陸の監獄の状態がそこに記されて えたであろう。しかし、 役刑について伝へ聞いてゐたのではなからうか」と書いておられるのは、興味のある指摘である。 の後代も、日本の古も有」之事にて」といっているが、小野博士が「『異国の後代』といってゐるのは西洋近世の れる。徂徠が「政談」(一七二七年〔享保一二年〕ころか)の中で、追放は「元来戦国割拠の時の法にて(1) 安民ノ心ニ住シテ行フ刑罰ハ、仁ノ道ナリ。人ヲ殺サドルヲ仁トスルニハ非ズ」と論じているような立場が根底 それには、 ムステル にあるのであって、単なる刑事政策をこえる政治的理念がそこにみられるのである。 いるような不合理かつ悲惨なものであったことを考えると、それよりも五十年以上も前に、徂徠が徒刑の採用を 第一の思想的準備については、つとに小野博士が荻生徂徠、太宰春台、 (注、土突)ナド、真外ノ事ニモ召仕事也」といっているのは、卓見だといわなければならない。しかも、 ダム懲治場の設立はそれよりも百三十年あまりも以前の一五九五年であったから、そういうこともあり かれがおそらく「政談」に先立って書いたものとみとめられる「太平策」の中で、「刑罰ヲ行フモ、 追放は止め度事也」と主張しているのは、有名である。かれは、その際、「徒罪は三代の古も、異国(2) いずれにしても、 遠国の追放人・欠落人など御城下に集る故、 西洋からの具体的な影響を云々するほどのものではない。ハワードが 御城下は自ら悪人の津となる也」と論じて、 中井竹山、 同履軒を挙げて論じておら オランダのア サレドモ衆

60

中井履軒になると、 の中で、 「永牢」 の構想を示している。これは、(4) 「ころすはいとをし

ば、ちょうど人足寄場創設の直前あたりのことになる。履軒の兄、 さらば古への悲田院のおもむけなるべし」というのである。だから、 て亡頼のもの、こゝにいれて、よきもの多かるべし、今の世の追放てふ罪人はみなくくこゝにこそ」とされるだ するだけにするが、同時に、自己労作のようなものをみとめ、「煮売する者におほせて其ものより茅をいれさせ 終身もよかるべし」という不定期的な自由刑である。かれの構想によれば、永牢は「常の牢 性格をもつが、保安処分の要素や一種の福祉施設の要素をももっているわけである。これは人足寄場とかなりの けでなく、「亡頼子弟を、 者として考えられているのは、 え、おこたるものは食をえず、心にまかすべし」ということにするというのである。しかし、ここに収容される うから、

履軒の永牢の構想が定信の人足寄場創設の計画に影響をあたえたであろうことは、

想像にかたくない。 共通点をもつものといってよいであろう。履軒がこの「恤刑茅譲」を書いたのがおそらく一七八○年代だとすれ し、「門禁のみ厳しくして、地面はやゝひろらかにして、罪人のくるしみすくなく」する。食物は最小限度に給 わらくつを罪人につくらせ夕ごとにくつにうへて、一食をあたふ」といった方法で、「かカ」 の前年である一七八九年(寛政元年)に定信の大坂巡視の際その諮詢にこたえて定信に奉答したものだとい の永牢の構想を「創意を以徒罪の法を設見たる」ものとして推賞しているが、この「草茅危言」は、(5) あるは乞食かたひの、露の命をつなぎえぬものら、 徂徠から履軒にいたる諸学者の説が、 親属らうたへ出て、籍をのぞくあり、すべてこゝに入れてよし」とされ、さらに、 かならずしも受刑者ばかりではない。「博奕ぬす人ならぬ亡命のともがら、すべ して、「心あらたまりなげ、限みもでゆる十八 直接に寄場創設に結びついたかどうかはしばらくおき、 竹山は、その著「草茅危言」の中で、こうし もしこゝにいらんと願ふあらばゆるすべし、 かれの考えた永牢は、主として刑事施設の 「つとむるものは食を よりはゆるやか」に わたまりずば 右のような背景ない

し経緯からもわかるように、

人足寄場の設立は刑事政策であると同時に社会政策であ

くなくともその思想的背景として重要な意味を有したことは、 あきらかである。

62

将軍吉宗以来これを制限する政策をとっているが、 刑である。 と、江戸には浮浪者・無宿が氾濫し、 務者となり、 のは、まさにかような時期であったのであり、 第二の政治的・社会的条件としては、無宿の問題をはじめとする当時の江戸の状況があった。寄場の 博士によれば、無宿は街道筋を徘徊するか、江戸等の都会に流れ、あるいは乞食・浮浪し、あるいは日雇 無宿発生の原因として三つのものを挙げられる。第一は欠落(?) 、町方の制度」の著者がいうとおり、「そもそも時勢の必要に迫られたる結果」であったのである。(6) 欠落は村の変質・崩壊による百姓の離村が主であって、 第一の離村無宿の一部とともに犯罪人口の重要分子を形成するにいたった。ことに天明の大飢饉のあ あるいは博徒集団に身を投じた。第二と第三は数量的には比較的すくないが、犯罪者的性格をも 大きな社会問題・政治問題となって来た。松平定信が老中首座に就任した 人足寄場創設の機は熟していたのである。 前述のような識者の意見にもかかわらず廃止にいたっていな 飢饉がこれに拍車をかけた。追放刑は幕府も (かけおち)、 第二は久離・勘当、第三は追放 創設は、 平松博士 5

場は平蔵の発想にかかるもののように書かれており、また、滝川博士によれば、平蔵の建議に成るものであるこ(w) 試みを念頭に置いて、 従来の説は正しくないという。 ここに登場するのが火付盗賊改加役、長谷川平蔵宣以 とも 徳川幕府の正史である続徳川実紀の明記するところで、さらに疑いがないとのことである。これが従来の(き) 無宿収容所の開設について有志のひとびとに意見を求めた。 いらべきものであったが、 これらに類する施設の開設ないし復活の是非、 博士によれば、 平松博士によれば、平蔵の上書とされている史料も偽作であって、こうした 定信ははじめ評定所一座に無宿対策を諮問したが名案が得られな (のぶため)である。「京兆府尹記事」によれ また運営の具体的方策いかんがおそらく定 享保の新規溜の計画や安永の無宿養育所の ば人足寄

蔵とのコンビによって人足寄場が実現をみたことには変りはない。(〔追記〕本書三七頁〔石井博士〕参照じ 蔵に下したという。このことについては、 元年)のことで、かようにして定信は平蔵の起用を決意し、 信の発識であって、 平蔵はこれに対 して二度に 平松博士が本書で詳論されるはずである。 わたり具 翌一七九〇年(寛政二年) 的な施行要領を上申 /*Jo に人足寄場開設の命令を平 いずれにしても、 2 れが -4 七八九年 定信と平 (完改

て実現したものである。 要するに、人足寄場の創設は、前述のような思想的背景と社会的・政治的条件のもとで、 人足寄場がわが国の土壌の上に芽生えた制度だというのは、 そういう意味である。 こうした経緯に

- 時代に於ける自由刑思想の形成」(刑政五三巻一一号・昭和一五年)を援用しておられる。 小野清一郎・「日本刑法の歴史的発展」(同・刑罰の本質について・その他・昭和三〇年・所収)三九八頁。 博士は、 中山太郎:「徳川
- (2) 荻生徂徠·政談·巻之四(辻達也校注)(日本思想大系·36·昭和四八年·四二九頁)。
- (3) 荻生徂徠·太平策(丸山真男校注)(日本思想大系·36·昭和四八年·四六七頁)。
- 4 中井履杆・恤刑茅議(滝本誠|編纂・日本経済大典・二三巻・昭和四年・七一〇頁以下)。
- 5 中井竹山・草茅危言・巻之九(滝本誠|編纂・日本経済大典・二三巻・昭和四年・五一二頁)。
- (6) 石井良助編集・江戸町方の制度(昭和四三年)七四頁。
- 平松義郎・「刑罰の歴史(日本)」(荘子邦雄=大塚仁=平松義郎編・刑罰の理論と現実・昭和四七年) 四一頁。
- 物である。以下、執筆者に敬意を表して、「土・介島・・・・一一・規一、人例三頁以下参照)、場人足旧記留」をはじめとして貴重な資料が多く援用されており(同書・凡例三頁以下参照)、本書は、本書は、 辻敬助氏の編纂・執筆にかかる 人足寄場の関係だけで 0 ても、 もの で
- 9) 滝川政次郎·日本行刑史(昭和三六年)三一二頁。

三 人足寄場の発足――福祉施設としての人足寄場

2

生之場所江店をもたせ、

家業可為致候、

尤公儀よりも職業道具被下候歟、又ハ其始末ニより相応之御手当可

これはずっと時代が下って、ようやく一八九一年に制定されたものである。これはこの種の立法の模範といわれ 系で刑罰手段以外のあたらしい工夫をしたのはベルギーの「浮浪および乞食の鎮圧のための法律」であるが、 食罪(二七四条以下)がそれである。これは公安(sécurité publique)に対する危険を処罰の根拠とするのである。 (ユ) を設けたのであった(同法一条)。もっとも、西洋でも、 わが軽犯罪法第一条第四号も、この流れを汲む立法である(ボワソナード刑法草案一九六条以下参照)。フランス法 をもっていたところもあるのは、注目される。(注) たもので、矯正施設 が、普通におこなわれた対策であった。たとえば、ナポレオンは浮浪者対策に格別の関心をもっていたといわ(4) 西洋では、浮浪者・乞食に対しては、浮浪行為・乞食行為を犯罪とすることによって刑罰をもって臨むという 制定に先立って、 結局は、刑罰的手段に落ちつかざるをえなかった。フランス刑法(一八一○年)の浮浪罪(二六九条)、 つとに救貧的・授産的な制度として、貧窮者を収容するための多数の労働所(workhouse) - 《dépôts de mendicité》 《maisons de refuge》 ねょら 《écoles de bienfaisance》 イギリスのように、 罰則 - 浮浪法 (一八

趣旨を含んでいたというべきであり、ゆるやかな意味で保安処分といってよいであろうが(後述)、正面からみれ 溢れた無宿の一掃を直接の目的とし、これを江戸、 いうようなきびしいものではあったが、平松博士のいわれるように、「それは封建体制の動揺に基因する、江戸に(3) これに対して、 :の主要部分は犯罪予備軍ともいうべき潜在的犯罪人口を形づくっていたのであるから、 むしろ社会福祉施設的性格の濃厚なものである。もちろん現代の社会福祉施設と同日の談ではなく、「逃去 の」は当初は死罪、ややのちになっても(一七九七—九八年〔寛政九—一〇年〕ころ以降〕「始末ニ寄、 わが国における人足寄場は無罪の無宿に対する授産更生を目的とする施設として発足した。無 地方に再定着させることを究極の目標とした施設であった」 実質的には犯罪予防の 死罪」と

用意の周到さ」は、辻敬助氏が書いておられるとおり、「敬服の外なき所」というべきであろう。(ほ) わたくしは、人足寄場を世界に誇るべきものとする第一点として、まず、 名称の 上でも、 「名づけて人足寄場と称し、罪人浮浪の収容所たる事を明らさまにせざり 右の点を挙げたいのである。

- Strafrechts, Besonderer Teil, II. Bd., Robert von Hippel, Bettel, Landstreicherei und Arbeitsscheu, in: Vergleichende 1906, S. 107 ff. Darstellung des deutschen und ausländischer
- 11 F. Goyet, Droit pénal spécial, 8e éd. par Rousselet, Arpaillange et Patin, 1972, p. 164
- (2) v. Hippel, op. cit., S: 110.
- 13 石井良助校訂・徳川禁令考、 後集第一 (昭和三四年) 二四頁、 六〇頁、六二頁、 六五頁参照。
- 14) 平松·前掲四五頁。
- (15) 辻、前掲八二九頁。

四 人足寄場の性格——第一期

足共へ申渡書」によって、その趣旨をみると、次のようなことになっている。(19) 身元見届候ハ、、年月之多少ニ無構、右場所を免し、百姓素生之者ハ相応之地所を被下、江戸出生之者ハ出 仕覚候手業を申付候、旧来之志を相改、実意ニ立かへり、職業を出精いたし、元手ニも有附候様ニ可致候、 かような発足当初の人足寄場にしても、もちろん単なる福祉施設ではなかった。 無宿之者ニ付、佐州表江可差遣処、此度厚き御仁恵を以、加役方人足ニ致し、寄場江遣 寛政二年の L 「寄場人

有之候、若又御仁恵之旨をも弁へす、 申付ニ背き職業不精いたし候飲、 或ハ悪事等於有之者、 重き御仕置可

立かへ」ったならば放免して地所や店までももたせるが、御仁恵の趣旨をもわきまえないで「職業不精にいた 会的な者の再社会化・社会復帰という矯正的な要素が濃厚にみとめられる。 ている上に、 し」たり悪事があったばあいには「重き御仕置」を申しつけるのである。 って寄場人足にして各自のしおぼえている手業を申しつけるのである。 これは人足に申し渡した心得であるが、これによると、 処遇の上でも「旧来之志を相改」めて「実意に立かへ」らせるというのであって、 本来ならば佐渡 佐渡送りという心理的圧力が加えられ もし、 へ送るべきところを「厚き御仁恵」を 「旧来之志を相改」め 反社会的 「実意に

理由のあることである。 安対策であったというべきであろう。 なきびしい矯正処遇が前提されているのである。のみならず、徳川幕府の性格からいって、 や相応の手当まで下さるといった積極的な福祉措置が結びついてはいるが、その前段階として不定期的 百姓素生の者へは相応の地所を下され、 従来、 また、江戸生まれの者へは店をもたせ、 人足寄場の性格を保安処分とみる考え方が一般的であるが、 さらには公儀からも職 無宿対策は結局は治 · 拘禁的 これ 業道具 は

態においては、刑罰でないことはいうまでもない。ただ、だからといって、これをすぐに保安処分として性格づ ばならない。 るのは早計であって、 れて来た。無宿、ことに無罪の無宿は犯罪でないことはあきらかで、 しかし、人足寄場が保安処分だというのは、(ほ) 単なる福祉的措置でないところの保安処分だということを積極的にあきらかにしなけれ 従来、 主として、 犯罪に対する刑罰ではないという消極面 人足寄場が、すくなくとも発足当初の形 か ら説

保安処分の本来の性格からいうと、本人が一度犯罪をしたことのある者だということは本質的ではないのであっ 安処分としてはもっぱら後者だけを考えるようになっており、これはもちろん充分に理由のあることであ なってはいないが将来犯罪に陥るおそれがあるという意味での社会的危険性(フェリのいわゆる狭義の「社会的 たから、これらの者に関するかぎりは、 狭義の保安処分といえないことはあきらかであるが(ただし、入墨・敲などの御仕置の済んだ無宿も寄場へ入れ をも含めたものを広義の保安処分といっておこう。発足当初の人足寄場は犯罪を前提とするものではな わゆる「犯罪的危険性 (pericolosità criminale)」) に対応するものである。 危険性(pericolosità sociale)」) 強くもっていたといってよいであろう。 て、フェ いって、二つのものがある。その一は、犯罪前 (ante delictum) の社会的危険性、 ij, りはむしろ前者を重要視していたのであった。だから、ここでは、かりに後者を狭義の保安処分、(S) いったん犯罪をおこなったのちまた再犯に陥るおそれがあるという意味での社会的危険性 ある程度までは用語の に対応するものであり、その二は犯罪後 (post delictum) の社会的危険性、 題である。 狭義の保安処分とみることが 的保安処分は論外 できる)、 現在では、人権保障の見地から、保 対人的保 広義の保安処分の要素は つまり、 安処分の まだ犯罪をおこ (フェリのい い から るが、

はずである。 やがて犯罪者群に陥りかねない者たちであったろうから、 易きは 人足寄場への収容が本人の社会的危険性を前提とするものであれば、 なしとてやか 「旧来之志を相改」め くは寄場を設けたりけん」といっているように、 そうではないようである。 「実意に立かへ」ることを求められた者たちであることは、 しかし、 現に社会的危険性をもっている者もすくなくな 「江戸町方の制度」の著者が もっとはっきりと広義の保安処分として 無宿の中 0 かなりの部分は、 「無宿もの ゆるやかな意味 放置すれば 計 り罪に陥 かった

人足寄場の性格と特長

当部分が実際上そういう者たちであったとすれば、そうして、 では社会的危険性をもった者たちであることを意味するであろう。すくなくとも、 差しつかえないであろう。すなわち、人足寄場は、 一を実施する施設であったとすれば、寄場が広義の保安処分の性格をも有するものであったといって、すこしも であったといってよいとおもうのである。 福祉施設であると同時に、 寄場がこれを念頭に置いてこのような者たちの矯 広義の保安処分の性格をもあわせ 被収容者の全部でなくても相

のであろうし、 そういう性格のものであったればこそ、 また、 さればこそ、 われわれが今日からみて、 寄場制度を自由刑の見地からも評価しうるのだと

次に述べるように、

ここに受刑者をも収容するということにもなった

17 たとえば、 小野・前掲四〇四頁、平松・前掲四五頁。

六月寄場人足共申渡条目(徳川禁令考、

後年にも、

石井良助校訂・徳川禁令考、

四ノ二十

加役人足-

辻・前掲九六六頁)も、

18 これらの点については、団藤・「保安処分と精神障害」佐伯千仭博士還暦祝賀・犯罪と刑罰(昭和四三年)四九七頁参照。

しばしばみられる。寄場人足仕置心得書寛政十午年二月寄場人足共へ申渡条目(徳川禁令考、後集第一、五九頁)、

後集第一、六〇頁)など。

後集第一(昭和三四年)五九頁。寛政二庚戌年二月廿六日、松平越中守御渡寄場人足御仕置申付候義

字句に若干の異同があるようだが、同じものであろう。

五九頁)、文化二丑年

19 また、「不埓致候手廻りの者は、 「無宿者召捕候節悪事有之、 入墨、 敲又は手鎖の上年期を定め人足寄場江可被遺候」という寛政三年の達書があるそうである 敲等御仕置相済候者は勿論、 吟味の上悪事無者、 以来都て人足寄場へ可遺事」と いう寛政二年の達

石井良助編集・「江戸町方の制度」七二頁。

五 人足寄場の 第二期

ように要約された。 ところで、 人足寄場は、 その後次第に変貌して来る。 丸山忠綱教授は、 人足寄場に収容するべ き者の変遷を次

第一期 一七九〇(寛政 一 八 二 〇 (文政 Ξ

無宿浮浪人を入所させる

第二期 一八二〇(文政 II) -一八三八 (天保 九

九 一八四一(天保一二) 江戸払以上の者は入所させない。 江戸払以上の者も入所させる。

第四期 八四一 (天保一二) 八四五 (弘化 第三期

一八三八

(天保

= 江戸払以上の者も入所させる。

第五期 八四五 (弘化 =

江戸払以上の者はなるべく入所させない

たが ○年以後も寄場収容が追放刑に代替したのではない。 として法律上は保安処分であったが、事実上自由刑的な性格を帯び、 のだというのが従来の通説であったが、平松博士はこれに対して反論をされる。すなわち、「法律的には一八二のだというのが従来の通説であったが、平松博士はこれに対して反論をされる。すなわち、「法律的には一八二 前段に述べ 2 て、 かりに追放刑に代替したのだとしても、その性質が当然に刑になったとはいえないのである)。 この間 るのは、 これは正しい議論である(ただ、 たところが第一期にあたる。 の事情をすこし具体的にみると、 やや不正確である。 後述のように、保安処分が刑に代替することをみとめる制度もあるのだ 第二期になると寄場は保安処分的施設から自由刑執行の場に変質した 博士が「寄場収容が追放刑に代替したのではない」ことを理由に さかのぼ 追放刑は執行を延期されたに過ぎない。(中略) 寄場は依然 2 て 八〇五年(文化二年)に追放刑を言い渡され 実際上変更したと理解すべきも の」とされ 博士にし

構内にとどめること、また、一般のばあいはいつでも出所させるが、 文化末年には上郷村寄場は消滅にむかっていたから、これに代わるべきものとして一八二〇年から石川島寄場に 外の引請人に引き渡すという条件で裁可された、ということである。 収容することになった。ところが、江戸払以上の者を江戸石川島に置くことは御構場所立入りの禁止と矛盾する た者の中で悪質な者も佐渡に送り、水替人足として適当でない者は常陸上郷村寄場に収容することになったが、 本書四六頁以下【石井博士】参照。) は執行を延期されたにすぎないのである。 一八二〇年、 勘定奉行は老中に伺って、 追放刑を寄場収容という形でおこなったわけではない。 江戸払以上の者は寄場外の稼ぎはさせず、 だから、 江戸払以上の者は、五年経過後、御構場所 博士の指摘されるとおり、 (〔追記〕 ただし 作業は寄場

70

さしく保安処分、しかも前述の意味での狭義の保安処分にほかならない。 刑執行の前に、犯罪的危険性 しかも刑罰と区別して、 これは狭義の保安処分の性質をもつわけである。 は まず寄場内で五年間矯正的処遇を施した上で、 その犯罪に現われた本人の社会的危険性を矯正するために寄場収容をおこなったのだか (前述のフェリの用語)を矯正する段階を置いたわけであって、 追放刑の執行をしたとみるべきである。 追放刑のもとになった犯罪を前提とし この矯正段階はま つまり、 追放

ころであるが、両者を並存させるという二元主義が実際的であるところから、 まさしく二元主義の制度である。 たところであった。 で行くべきか保安処分で行くべきかは、 いてかなりひろく行なわれている。 ところで、右のような人足寄場の第二期は、追放刑の言渡を受けた者の収容に関するかぎり 右に述べた経緯からも明白なとおり、 こうした二元主義は、 刑法学上、 学派の争い スイスのカルル・シュ と結び 寄場への収容が追放刑とのあいだに混乱 ついてはげしい議論の対象になったと 現在、この二元主義が諸国の立法 スによって提唱され

を生じることのないように、 はっきり と区別して考えられているのである。 たてまえが意識的に質 11. れ 寄場収容は寄場収容、 刑の執 は刑の執行

恵を以寄場人足にいたし、 評価されるべきである。これが追放刑を受けた者に対する「仁恵」の趣旨であったことは、 る。右の寄場のばあいは、 草案は刑の原則的先執行と代替主義をみとめているが、これはわたくしなどの立場からいえば不満足なものであ 点であった。 **うか、という問題がある。これは法制審議会における改正刑法草案の成立過程でもはげしい議論の対象になった** 刑と保安処分と双方を科するばあいに、どちらを先に執行するか、 保安処分先執行主義をみとめていたことは、追放刑の性質上当然であったともいえるが、やは 概していえば、 の寄場人足共へ申渡条目(追放者に対するもの)に「其方共儀、(33) 保安処分先執行主義・非代替主義であったわけである。 云々」とあるところからも、 保安処分先執行主義、代替主義が進んだ考え方だといってよいであろう。改正刑法 看取されるであろう。 また、相互間に代替をみとめる 追放二相成候処、 非代替主義であったのは是非 たとえば、 此度厚き御仁 一人二〇 り高く かど

いいは、 前述のとおり、すでに第一期以来、入墨・敲の執行済みの者も寄場に入れられたそうであるが、 刑執行後の保安処分ということになる。 この

^{23 22 21} 平松・前掲四八頁。 丸山忠綱・「加役方人足寄場について」一一四(法政史学七一 -10号)。 - 平松・前掲四七頁、 五四頁注 一六による。

石井良助校訂・徳川禁令考、 後集第一(昭和三四年)六一頁。

72

なったわけであるから、

この時期においてさえも、

職業訓練的要素をもっていたことは、

的性格をもつことになったわけである。このばあいにも、

有罪がきまって江戸払になった者に対して、「見懲し」のためという要素を多分に含んだ処遇をおこ

形式的には、寄場収容を刑罰ということはできないで

実質的には自由刑の性格をもったものといってよいとおもわれる。

しかし、

反面か

5

むしろかなり強く矯

油絞りの作業が刑罰的苦痛をあたえるためだけではなく、

わが国の矯正史を顧みる上で、

やは

り重要だといわなければならな

多く寄場人足を使用し、町方与力にも二人の人足寄場常掛を置いたくらいだったそうである。(23)(38) 限されることになり、寄場はある程度、 水野の改革も失敗に終り、 開港の時にあたり、 やがて第五期 品川湾の堤防や横須賀の埋立などの土木工事がさかんにおこったが、 当初の精神に立ち戻る。幕末の状況について原胤昭氏が書いているとこ (一八四五年以後) に入って、 ふたたび江戸払以上の者の寄場収容は制 これにも

- 主として、 平松・前掲四八頁以下に負う。
- 一八三二年(天保三年)には、寄場人足六〇〇人中、追放刑に処せられた者が三四〇人いた(辻・前掲八 一四頁注六)。
- 油絞りの状況につき、 たとえば、辻・前掲九一二頁に引用されている三瀬諸淵伝の敍述参照。
- 辻·前掲八六八·八七〇頁(寄場人足共之儀ニ付取計方奉伺候書付)参照(平松·前掲五四頁注一八)。
- 28 27 26 25 24 七頁)。 天保一二年の評定所の評議書にも、 「殊に油紋の義は在方におゐ〔マ、〕ても重もに相稼候渡世筋故云々」といっている(辻 ·前掲八二
- 29 原胤昭・出獄人保護(大正二年)五一三頁。
- 30 行――したがって定期的なもの――になっている。だから、第五期と較べても、さらに大きく変貌していて、はっきりと刑務所になっていみとめられるかぎりでは、創立当初には寄場への収容は刑ではなく、しかも不定期的なものであったのが、この時期にはもっぱら徒刑の執3)、なお、明治維新直後の人足寄場の状況については、重松一義解説・石川嶋人足寄場居越帳(昭和四八年)が参考になる。その記載から なお、重松氏は、居越帳の記載を年令別・職業別・出身別に分析して、 六十日ヲ率トス〕ョリ三年ニ至テ五等トス云々〔二年ニ至テ三等トス〕」)。居越帳記載に一名だけだが徒三年半がいるのは不可解である。 るようである。ちなみに、徒刑については、仮刑律、名例律参照(「徒者官ニ拘収シテ溝塹道路修繕等一切賤役辛苦ノ事ニ服ス られる(同書七五頁)。 この居越帳からみるかぎり、 寄場は「幼年寄場と治安についての予防拘禁所とい 青少年が大半であること、 った実態・性格・機能」をも 大部分が無宿であることなどを指摘さ っていたものだとしてお 年三百

人足寄場の施設 運営

よそ次のようなものであった。寄場の全敷地は一万六○三○坪余、そのうち三六○○坪が丸太矢来で囲まれた寄 として平松博士によりながら、ごく概略だけをみると、一八二〇年(文政三年)以後を主とした寄場の有様はおとして平松博士によりながら、ごく概略だけをみると、一八二〇年(文政三年)以後を主とした寄場の有様はお 手業場もできた。 部屋が病室である。房内には炉があって、 工房は出入り自由であった。部屋の分配には罪の軽重をも考慮したというし、女部屋もあった。工房は当初 炭団、 その内部に役所、 牡蠣殻灰の各仕事場があったほか、のちになると油絞場二棟もでき、大工・建具・ かように収容・作業に分類制度ともいうべきものがみとめられていたわけである。 舎房たる長屋一棟および工房数棟がある。舎房は一番から八番まであって、八番の 喫煙や煮炊きも許され、冬は暖をとることもできた。 舎房は施錠する 塗物などの

74

ある任意を主義とし、 収容者を改良し以て自立自営の民たらしめんが為めなりしこと明かなり。 の第一条には、 が出獄者を保護するに当り、 「人足寄場は、 いらべきである。 作業はなるべく本人の希望を斟酌して従事させた。定信が寛政二年寄場創設の際に平蔵に達した人足取扱心得(3) 余は爰に於てか、 正に作業又は授産を以て重要視したるにあらず、 「人足之作業之儀者、 得手の義とある当人の意志嗜好に一任して、各々其欲する作業に赴かしめし事なり。 当人をして其前途を善良に経過せしめんとせば、 昔日に於ける経営者の深智と、 勝手次第得手之義を為致可申候」とあって、原胤昭氏が書いているとおり、(33) 為政者の聡明を今更感服して措かざる所以なり」と 況や又懲戒を以て第一主義となせしにはあらず 即ち個人本位にして、然も勝手次第と 啻に此の一事に関して努力せざる 吾人

と刑務所とはちがうとはいいながら、 を領置して出所時に下付し、 作業には賃金および賞与金を給する。 三分の二を月三度に渡したのだそうである。 当時、 労賃は、製品売却代金の二割を諸経費として差し引き、 このような形で賃金制がみとめられていたことは、 これはきわめて合理的な制度で、 われわれも改め 残りの三分の 寄場

か り」というのであって、(35) ったという。 構外作業は主として官の土木、 有罪の者も出所三箇月前からは外使にあてた。清陰筆記によれば、「此の外使となりし者は改心の試験中な まさしく社会復帰のための工夫であった。 普請人夫で、 無罪の無宿のみに科した。 外使の際に就職の機会を得る者もすくなく ほか に外使(そとづかい) 制度があ ts

は常体に結わせた。 時江戸では、 滝川博士は、 りぞけられた。(38) 片眉毛を剃り落させ女子は切禿にしようという議があったが、 人足の衣服は柿色に水玉模様を白く染め出 これを寄場人足といわずに、水玉人足と呼んだ」といっておられる。(タイン) 「水玉は水中の島寄場をあらわしたものであろうが、 これも社会復帰への配慮である。 したもので、 前述の第四期には、 水玉は年々数を減じて三年を経れば無地柿色となる。(第) 「異体の厳法」を立てるのはよくないとしてし 水玉模様は獄衣としては風流である。 水野忠邦在役中、 頭髪は、 逃走予防のため男子 男は月代を剃らせ女 故に当

⁽³¹⁾ 平松・前掲五一頁以下。なお、原・前掲四一二頁以下、四三〇頁以下、 あたったことは有名である(辻・前掲九二〇頁注四)。 場から国元へ出した書翰があり(辻・前掲九二三 た三瀬諸淵が一八六二年(文久二年)に寄場に拘禁され、寄場全体の非衛生的な惨状をつぶさに体験したことについては、 この南畝の絵図は、かれが四十二、三才ころ、寄場創立時代のものと推定されている)、八九八頁以下、 には大田南畝の加役人足寄場絵図その他の配置図なども掲載されていて、その様子がよくわかる。ちなみに、 病室は、ことに幕末になると、ひどい状態であったようである(佐久間長敬・清陰筆記--九二四頁)、 その後、 しばしば改善意見を陳上し、 四四四頁以下、四六九頁以下等、 -原・前掲四六八頁)。なお、 また、みずから請うて病囚の看護に 九〇七頁以下、 原・前掲四一四頁によれば、 かれじ 蘭学者であっ

禁令考後集第一(石井良助校訂)二二頁。 なお、 石井良助編集・江戸町方の制度(昭和四三年)七〇頁参照。

原·前掲四四八 一四四九頁。

^{35 34} 佐久間長敬・清陰筆記(原・前掲四七一頁)。

77

-) 佐久間長敬·清陰筆記 (原·前掲四五四—四五五頁)。
- (36) 佐久間長敬·清陰筆記
- 38) 辻・前掲九一三頁、九一五頁。

八 人足寄場における教誨

あったと推定されている。かれの死後これを受け持ったのは脇坂義堂であり、 については滝川博士の研究があり、(39) 寄場奉行も人足の教化に熱心であり、 設の精神が忘れ去られてはいなかったであろう時期である。 を受けついだ。この三代四十五年間(有隣の死去は一八三六年)は、心学隆盛時代であったと同時に、 心学講話をはじめたのは、 話は月三回おこなわれた。(4) 第二期の終りから第三期以降になるし、 期と第二期の大部分とにあたるわけで、 .れが幕府の依頼を受けて寄場へ心学の講釈をしに行くようになったのは、一七九〇年、寄場創設とほ ここで看過することができないのは寄場における教誨であって、石門心学の人たちがその任にあたった。 石田梅岩、手島堵庵の衣鉢をつぐとともに両家とほとんど並び称された中沢道二で、 本書では竹中靖一博士が執筆されるはずである。滝川博士によれば、 講師にも人を得て、 心学の講師たちの素質も落ちて来たようである。人足に対する心学の講 第二期は前述のような状況であったとはいいながら、 大いに効果があがったようである。天保以後は寄場も(40) かようにして寄場創設当初の半世紀近くのあいだは 義堂の歿後は大島有隣がその地位 何とい 寄場の第 っても創 ぼ同時で

学は儒教、 もうに、 人足寄場の教誨に石門心学の人たちがあたったということは、意味はなはだ深長であった。 神道さらには老荘をもとり入れたはばのひろい思想にもとづく倫理、 しかも経済的合理主義と 石門心

死にせにやならぬ。もと貧乏いやがるといふは、此骸が有ゆへじや。此骸がなけりや、悔み事はない。その上悪だ。 られないようであるが、たとえば、「有難ひ天命の貧ぼうじやと思ひ、随分大切に、貧乏勤め守りたがよい。そのれないようであるが、たとえば、「有難ひ天命の貧ぼうじやと思ひ、随分大切に、貧乏動め守りたがよい。そ 骸のない事を知るのじや」といったようなくだりは、タヒッ (切) 事も出来ず、愁ひ災難といふ事もない。去によつて心学を御進め申ます。本心を知るといふも、外の事でない。じています。私の意味といる事もない。また。 うすると次第に貧乏をはなれる。夫を急に遁んともがくゆへ、往さわる所に貧乏が引付き廻り、終には貧乏と打 子にするという人足寄場の本来の趣旨に を知らば何の悪人といふ事かこれあらん。 という道二の考え方は、幕府にとっても都合のよい思想であったにちがいない。 じや」というのであるから、至極わかりよかったはずである。の みならず、「道といふは、(4) に一丁字のない人たちにとっても、「此方の学文は、文字しらいでも心安ふ出来る。心学と云て、心をまなぶの ても主として町人階級に対するものであったのに対し、 も悪人は猶すつべからず。人皆性善也。本心を知るは善に移るの根本也。聖門善に移らざるを下愚とす。また。を なければならないであろう。道二には梅岩が強調したような「倹約」(42) であった。その奥には、人足寄場そのものにも石門心学にも、近代化の芽生えという大きな時代的背景を看取 農工商の道をいへば士に通ふ」というように士農工商に共通の道を考えてはいたが、(年) おそらく道二によっても受けつがれていたことであろう。 度本心を知る時は善にうつりやすし。」といったような心学的な矯正思想がみえるが、からない。 た倫理を説 たの いか程の善にもするむべし。 であるか 人足の側からみても幕府の側からみても そのまま人足どもへの教訓になったであろう。しかも、目 柴田実教授によれば、(48) 無宿に すでに梅岩じしんも「士の道をいへば農工商に通 心を入れかえさせて社 を基本とする経済倫理の主張はあまりみ いちおるくないと きしつ ひと ころかんきょくしんこく きしつ ひと ころ 道二にいたって、 師の堵庵には、「善人は捨ると 会的 梅岩の教えは何といっ びったりと合致するも 、順応するばつかり」 ・経済的に有用 こうした考え方 心学はあらたに しかねぬ 若本心

- 辻·前掲 九五三 頁以下。 「人足寄場における心学講話」刑政八三巻九号(昭和四七年)、こころ(社団法人石門心学会雑誌) 一九卷二号 (昭和四
- 刑政三九頁、 こうした教化の一例が石川謙博士の石門心学史に引用の中沢道二書簡集にみえているのを、 ことろ一七頁)。 滝川博士が引いておられる ・前掲
- ころ二一頁)。 月三回、三の日におこなわれた。幕末には、 H 一五日、二八日の三回に改められたのかも知れない (滝川・前掲・刑政四一頁、 ح
- 42 石田梅岩・斉家論(柴田実校注)(石門心学・日本思想大系・ 42 · 昭和四六年 · 九頁以下)。
- (43) 中沢道二·道二翁道話·卷上(柴田実校注)(前掲二一四頁)。
- (4) 中沢道二・道二翁道話・巻下(前掲二二七頁)。
- (4) 中沢道二・道二翁道話・巻上(前掲二一一頁)。
- (46) 手島堵庵·知心弁疑(柴田実校注)(前掲一三五頁)。
- (47) 石田梅岩·斉家論·下(前掲二七頁)。
- (48) 柴田実・「石門心学について」(前掲四八三頁)。

九 人足寄場における人間的要素

来た中で、たとえばアメリカのヴァカヴィルにあるキャリフォーニア医療矯正施設はその名称からも想像される とおり科学性の方向に徹した施設と感じられたし、 およそ矯正には科学性とともに人間性が要求される。 わたくしが人足寄場について強く打たれるものを感じることのひとつは、 これに対してスイスのヴ 余談にわたるが、 わたくしが内外の矯正施設を数多くみて そこにみられる人間的な要素である 1 y ツヴ ル の刑務施設では

であった。 といってもよいくらいの運営の仕方であり、 ヴィ ツヴ 1 ス博士とこれを受けついだ第二代所長ハンス・ ルをヴィッツヴィルたらしめていたのであった。むろん国(州)の施設だが、ほとんど個人的 させら それが受刑者の一人ひとりの胸の奥底にまで滲みわたっている感じ ル刑務施設 ケラー VI. その創設者であ ハルス氏の父子二代にわたる献身的な経営 り初代所 残であ 2 10

をもつことができたのは、大きなしあわせであったとおもう。(5) わたくしは、 石川島人足寄場がその草創のときにあたって松平定信、 長谷川平蔵宣以、 中沢道二とい らト IJ 才

されて京都町奉行となり令名があった。平蔵宣以は、江戸の下町である本所に生まれ本所で育った生粋の江戸ッ 書き足して置かなければならない。 のようである。「本所の銕」(平蔵の幼名は銕三郎)というあだ名もあったという。書院番から徒頭、 って寄場の創設が実現されたことは前に一言したとおりであるが、 長谷川平蔵宣以(一七四四―一七九五)について、詳細な研究をされたのは滝川博士であって、その研究には平(51) 断の努力とあいまって、 裏の裏までをわからせたのであった。火附盗賊改加役になってからも、 うように栄進するにつれて、行跡も改めざるをえなくなったが、かれの道楽はかれをして下情に通じさせ社会 のことが愛情をこめて活写されている(本書にも博士が執筆されるはずである)。定信と平蔵とのコンビによ 家督を相続して相当巨額の蓄財を受けついでから一年くらいのあいだは、道楽のもっともはげしかった時期 父に従って京都に移ったが、父の死後江戸に帰った。若いころから深川その他の遊里で粋な遊びを覚えた 犯人の検挙に敏腕をふるわせるもとになったようである。 かれは平蔵宣雄の子であるが、父宣雄は旗本中の俊才であって、とくに抜擢 博士にしたがって、 かれの市井生活における豊富な経験は、 博士がかれを天保の名町奉 平蔵のことをもらすこし 先手組頭と

人足寄場の性格と特長

遠山左衛門尉景元に比しておられるのも、 うなずかれる。

80

るかったことであろう」し、「重刑主義が決して社会を匡救するものでないことは、盗賊皆殺し政策断行の成績 死刑に処し、 して市民が難儀するというので、平蔵が火附盗賊改のとき、「盗賊皆な殺しの御主意」といって、 とする仁慈の念慮から出たもの」であった。原胤昭氏は、 によって、 であった。滝川博士によれば、 天明の大飢饉のあと江戸に浮浪者が氾濫するようになったことは前述したが、幕府は、江戸市内に盗賊が横行 自得していたかも知れない」。「平蔵が人足寄場の創設を建言したのは、この哀れな窮民どもを救わん わずかのあいだに六○○人の首を刎ねたという。 「平蔵は自分の手でふん縛った犯人の首がみんな飛んだと聞いては、寝覚めのわ 江戸会誌によって、 しかし、盗賊はなくなったが浮浪者はふえる一方 次のような平蔵の逸事を伝えて 盗賊を捕えて

路上乞丐の徒に衣食を施与する事も少からず。又死刑に処せられたる者の為めには法会を設けて之れを弔ら らへ違ひにて放免する者にして、 長谷川氏は、 免囚に金銭を恵みて其の改悛を勧むるなど、仁慈の行ひ少からざりしと云ふ。 常に囚徒を遇する事懇切にして、其獄舎を出るに当り、 貧困なる者には、 拘留の日数に応じて金銭を与へ、 衣服なきものには衣服を与へ、 或は囚徒のみならず、 或は捕

0 刑罰的色彩を濃くするようになるが、第五期になると、また、 奉行が置かれて、 たのち立ち帰るよう申 江戸大津浪の災害に際しては、 寄場は創設当初は平蔵みずからが管理にあたり単に取扱と称したが、二年ののち一七九二年(寛政四年)に寄場 徒目付、 し渡したところ、 村田鉄太郎がこれに任じられた。しかも、前述のとおり、寄場はその後変遷を重ねて、(3) 寄場も大破し人命の危険があったので、 記録に「右之内役人共人命難計、 当初の精神に立ちかえる。 仮令俱に水死に及び候共是非なき次第、 人足たちを全員解放して災害が静まっ 一八五六年(安政三年)

数の人足は残留して防災に献身したという事実がある。これは第五期のことであるが、(トサ) 国恩之為差添防ぎ方仕度旨申立、 .的関係がよほどうまく行っていたことを物語るものとおもわれる。 七十 人餘り其節より只今以て相残り夫々働方仕罷在云々」 施設職員と人足たちとの とあるように、

- ニア医療矯正施設につき団藤・刑法紀行(昭和四二年)二八六頁以下、 ことに三〇五頁以下、 ヴィッツヴィ ル刑務施設に
- を大成し得た」と書いておられる(辻・前掲四七四頁。辻敬品を大成し得た」と書いておられる(辻・前掲九五三頁)。 (52) 原・前掲四九九頁。 (53) 辻・前掲八三一頁では加田鉄太郎、「「一日大(53) 辻・前掲四九九頁。 (5) 定信と道二との関係につき、原・前掲四七四頁。辻敬助氏は、「長谷川平蔵の手腕と中沢道二の学徳とは両々相俟て、 当時の寄場事業
 - 滝川政次郎・「人足寄場の創始者長谷川平蔵」(同・日本行刑史・昭和三六年・二八四頁以下)。
- 辻・前掲八二六頁、九五二頁以下。

(一九七四・三・六稿)